

令和 6 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第 3 回 権利擁護専門部会

日時：令和 7 年 2 月 3 日（月） 10 時～正午

会場：文京区民センター 2 階 2-A 会議室

1 開会

2 議題

- (1) 「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド（成果物案）について
- (2) 令和 6 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会（全体会）について
- (3) その他

【配付資料】

開催次第

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 資料第 1 号 | 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿 |
| 資料第 2 号 | 「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド（成果物案） |
| 資料第 3 号 | 第 2 回権利擁護専門部会議事録 |
| 資料第 4 号 | 令和 6 年度文京区障害者地域自立支援協議会全体会のご案内 |
| 資料第 5 号 | 文京区障害者地域自立支援協議会全体会 権利擁護専門部会報告 |

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和7年2月3日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授

親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター 所長
委員	皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
〃	坂井 崇徳	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	保坂 勇人	文京社会福祉士会 幹事
〃	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃	山口 恵子	知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長
〃	福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃	須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃	佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃	柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)

事務局	石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 事務局次長
事務局	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	古賀 四季穂	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

支援者向け

「生活の変化」から
考える成年後見制度
利用ガイド

ライフステージ

主に知的障害のある方は、ライフステージをベースに、
ライフイベントも見てみてください

【支援する法律】

児童福祉法

障害者総合支援法

障害者総合支援法
(介護保険法)老人福祉法
介護保険法
(障害者総合支援法)

18歳

(40歳)

65歳

親:50代

親:60代

親:70代

親:80代

親:90代

卒業・進路
／成人

【制度・支援者の変化】

- 卒業後の相談先
- 進路
- 賃金・手当の管理

親の高齢化・家族の病気
／親亡き後

【親亡き後へ】

- 身上保護(法律面・福祉面)
- 財産管理・相続・収入確保
- 暮らしの場
- 親や家族の介護

高齢期

【制度・支援者の変化】

- 介護保険制度優先
- 支援者の変化
- 加齢による心身面の変化

制度導入や準備を考えるタイミング



ライフイベント

主に精神障害のある方は、ライフイベントをベースに、
ライフステージも見てみてください「発症」や「生活面に困難さを感じる」などをきっかけに、「入院」「退院」
「福祉・医療サービスの導入」「転職」「結婚・出産・子育て」などのライフイ
ベントで、例えば以下のような項目の変化が考えられます。

住まい

- 一人暮らし ●グループホーム ●入所・退所
(退所や退院後の住居の確保や地域生活をスムーズに行っていくための
「地域移行支援」の活用)



仕事

- 就職(一般就労／福祉的就労／生活介護など)
- 離職 ●転職(就労先の変化／就労形態(一般就労⇄作業所など)の変化)
- 就労支援・就労継続支援 ●定年後の地域生活



契約

- 18歳(成年)より保護者の同意なしに契約などができるようになる
(未成年者取消権が認められない)



お金

- 収入(給与／年金／手当など)の確保・管理・手続き
- 支出の管理・手続き ●財産管理 ●相続



家族

- 親や兄弟姉妹などの住まいの変化(独立・就労関係・婚姻関係)
- 親や兄弟姉妹などの体調面での変化(病気やケガ) ●親亡き後

どのようなことが起こるのか？
どのようなことが必要になるのか？

相談支援機関・権利擁護センターへ相談

各ライフステージやライフイベントにおいて、適切に制度が利用できるようにするためにできることは何か？

また、事前に準備することで、各ライフステージやライフイベントで、ご本人と一緒に考え決められること、ご本人が事前に経験しておくことで選択肢が増えることが考えられます。また、そのことが意思決定支援にもつながります。ぜひ相談支援機関・権利擁護センターと一緒に考えていきましょう。相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、コラムとして紹介します。

コラム①：

親の高齢・入院で今後のことを考えた

親と暮らしていたご本人。金銭管理は親が行っていて、決断の時も親と相談してきた。親が高齢になり入院したことをきっかけに、グループホームに入居。決められたお小遣いを使う事は出来たが、全体の金銭管理は難しい状況。地域福祉権利擁護事業※の利用を開始し、日常的な金銭管理の支援を受けている。決断の時には今までのように親に相談することに加え、支援者にも相談しながら意思決定を行っている。



コラム②：

地域福祉権利擁護事業から後見制度へ

知的障害・精神障害があるご本人。地域福祉権利擁護事業を利用して実家暮らし。定期的に銀行へ代わりに行き、生活費をおろしてご本人へお届けしていた。親が亡くなり、相続手続きや名義変更の必要性が生じたため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用へと引き継いだ。ご本人が後見人へ直接言いづらいことは、ご本人との付き合いが長い障害サービスの支援者が間に入って伝える等、チームとして支援している。



コラム③：

チーム支援で後見制度の利用へ

実家で一人暮らしの方。何かしらの疾患がありそうだがご本人には病識がない。ライフラインが止まり、生活が成り立たず近隣住民から相談が寄せられていた。近隣住民、行政、障害サービス支援者等で案を持ち寄り、後見制度の利用方針となった。現在は後見人が選任され、ライフラインが復旧し、最低限度の生活が成り立つようになってきた。徐々に支援者を増やしながらか、ご本人の気持ちに寄り添い、チームでの支援を継続している。



※地域福祉権利擁護事業とは？

ご本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの手続等や、日常的な金銭管理について支援する事業です。(詳細は、文京区社会福祉協議会HPをご覧ください)

令和6年度文京区

障害者地域自立支援協議会 全体会のご案内

☆開催目的

文京区では、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進することを目的に、文京区障害者地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関によるネットワーク構築の推進を図っております。

自立支援協議会の周知や部会間連携の充実を図るため、全体会を開催します。



☆内容（予定）

- 1 自立支援協議会全体会の趣旨説明
- 2 区の現状・制度説明
- 3 専門部会より活動発表
- 4 障害当事者部会発表
「障害のある方の暮らしと防災」
 - ・障害当事者部会活動発表
 - ・防災体験について
 - ・グループホームでの暮らし
- 5 トークセッション



◆日時

令和7年2月17日(月)
午前10時～12時30分

◆場所

文京区民センター2A

☆ 問合せ先 ☆

文京区障害福祉課障害福祉係 TEL 03-5803-1211
FAX 03-5803-1352

令和元年度：知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換を開催（講師：司法書士）。

令和3年度：当事者部会委員の体験談の発表から意思決定支援を考える（当事者部会との合同開催）。

令和4～5年度：成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージ（ライフイベント）における必要な支援とは」という視野に広げる。

様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考える。



令和6年度 検討内容

必要な支援や相談支援機関につながるようなツールを検討。まずは支援者を対象とし、成果物は既存の制度や関係機関のパンフレット等に掲載、挟み込む形での利用を想定。

ライフステージ及びライフイベントについて・・・経験しておいた方がいいこと、利用できる事業、成年後見制度の必要性、準備検討のタイミング等を可視化するための項目の精査、実際の事例の集約にて成果物の案を作成。

ツール完成に 向けて

ライフステージ・・・学校卒業、親なきあと、高齢期が重要。障害の程度により関係する項目変化あり。仕事は年代問わずポイント。定年後は地域の中でどのように生活を支えていくかが重要。成人になると単独で契約できる＝親の取り消しができなくなる。契約の課題、金銭面は帯で記載を検討。

ライフイベント・・・精神障害は発症時期が分からないため、時系列に入れずに記載。ライフステージ変化のタイミングでの発症も多い。人生におけるイベントの時系列は変更しなくてもいいが、本人が将来を見据えてどのような流れになるのか分かったらいい。表に落とし込むよりコラムや事例でつながった過程を入れた方が分かり易い。

事例・・・家族が抱える、知的・精神障害重複、本人に病識がない、成年後見制度を検討はしたが利用しなかったケース等の共有。